

第17回
紀の川流域委員会
H15.9.18

参考資料-1

小川委員への送付資料

小川委員への送付資料について

資料1. 昭和28年当時の堤防や護岸の状況と現在の技術との比較

資料2. 大台ヶ原の原生林の現状とこれからの計画

資料3. 宮城県の燕栗沼遊水地についての資料

資料4. 木津川流域の上野遊水地の資料。補償問題等の解決事例。

1. 昭和28年当時の堤防や護岸の状況と現在の技術との比較

【昭和28年当時及び現在の堤防や護岸の状況について】

昭和28年当時の堤防状況は、過去の工事歴から調べると完成堤防の割合が約10%です。また、現在の堤防整備率は、約77%です。ただし、昭和28年以降2回の流量改定（計画高水流流量の変更）やそれに伴う堤防余裕高等が変更されており、現在の堤防整備の状況と一概に比較できません。護岸については、昭和28年当時は蛇籠等の自然材料を活用した護岸が主でありましたが、高度成長期のコンクリートブロックの普及等により、コンクリートブロック護岸へと移り変わりました。最近では、環境への配慮から多自然型護岸工法の推進によりコンクリートを使わない護岸工法が採用され、蛇籠等の歴史的伝統工法が見直されています。

【現在の技術との比較について】

意見書の中で「戦後20年間は、堤防や護岸は人力に頼る粗削に依存し・・・」とありました。昭和28年7月に大災害が発生した貴志川における「貴志川改修工事について（昭和29年7月）」の災害復旧状況の写真や記録によると堤防盛土にブルドーザーが使用されています。現在も、ブルドーザーやタイヤローラーなどを使用し堤防盛土を実施しています。

2. 大台ヶ原の原生林の現状とこれからの計画

環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所のホームページから入手した資料を提供します。

3. 宮城県の蘿栗沼遊水地についての資料

宮城県のホームページから入手した資料を提供します。

4. 木津川流域の上野遊水地の資料。補償問題等の解決事例。

上野遊水地の事業経過等については、第12回流域委員会（H14.11.18）で概要を若干説明していますが、遊水地の補償は周囲堤部分については買収、周囲堤内は地役権補償により実施しています。

別紙に上野遊水地における用地買収と地役権補償の経過を付けています。

昭和28年当時の堤防や護岸の状況と現在の技術との比較

1. 計画高水流量（船戸）

大正12年決定 計画高水流量 5,600m³/s

昭和35年改定 計画高水流量 6,100m³/s

昭和49年改定 計画高水流量 12,000m³/s

2. 改修事業経緯

①紀の川改修計画

大正12年～昭和24年 河口～岩出間

②工事延長に伴う紀の川改修計画

昭和25年～昭和34年 岩出～橋本間、支川貴志川

③紀の川修正総体計画

昭和35年～昭和40年 岩出～橋本間、五條

河口～岩出間、貴志川（再改修）

④紀の川水系工事実施基本計画

昭和40年3月 新河川法制定に伴い紀の川修正総体計画を踏襲した紀の川工事
実施基本計画を策定。

⑤紀の川水系工事実施基本計画

昭和49年3月～ 河口～五條間、貴志川

大滝ダム及び上流ダム群

3. 現在と昭和28年当時の堤防構造の違い

	昭和28年当時	現在
天端幅（下流）	7.0m	7.0m
（中上流）	5.0m	6.0m
（貴志川）	4.0m	5.0m
余裕高（下流）	1.5m	2.0m
（中上流）	1.5m(19.2～31.2k) 1.0m	1.5m
（貴志川）	1.2～1.5m	1.2m

	昭和28年当時	現在 (H15. 3)
完成堤	12.8km (13.1%)	86.2km (77.1%)
未完成堤	61.0km (62.2%)	18.4km (16.4%)
未施工	24.2km (24.7%)	7.1km (6.4%)
不必要	24.0km	26.7km
左右岸合計	122.0km	138.4km
直轄管理区間	61.0km	68.4km
2-7区間	0.0km	1.2km

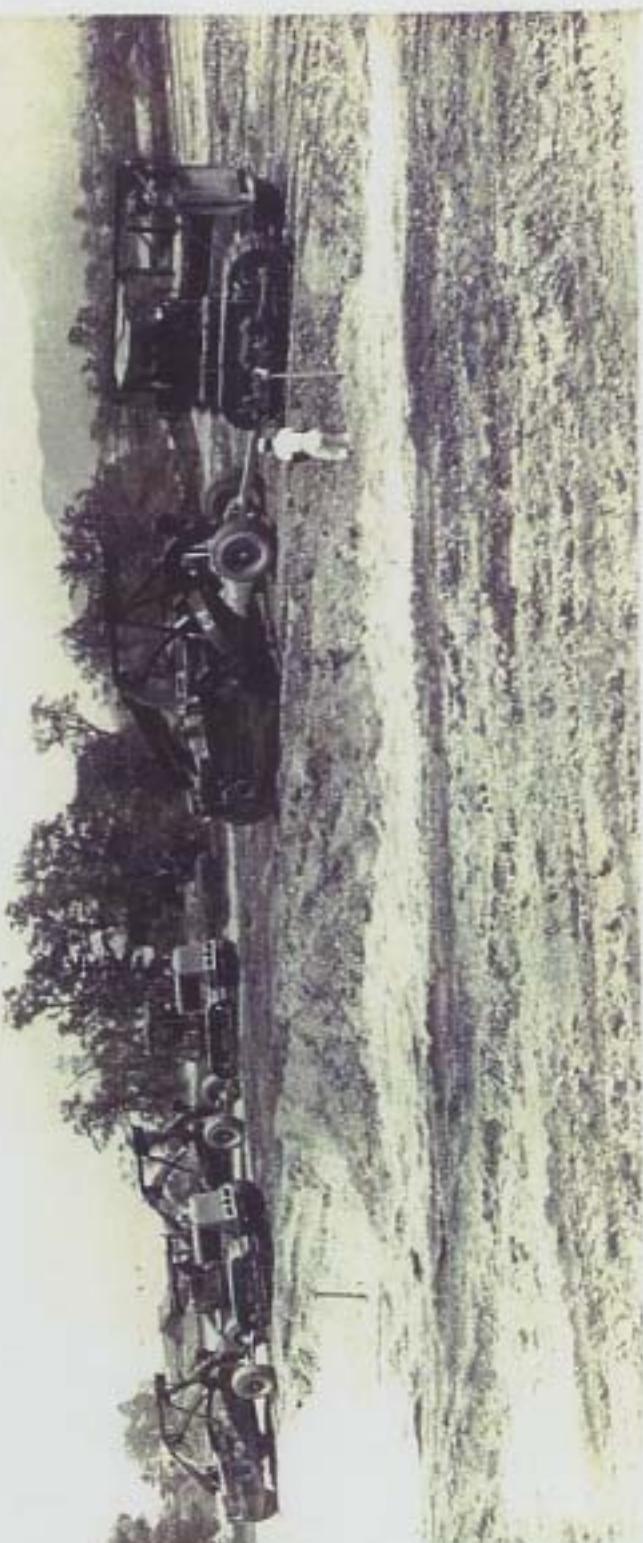
貴志川改修工事について

(中間報告)

昭和29年7月

和歌山工事々務所々長
建設技官 三好宗逸

北芦北村の集落に暮す宮澤中のタリキーナ



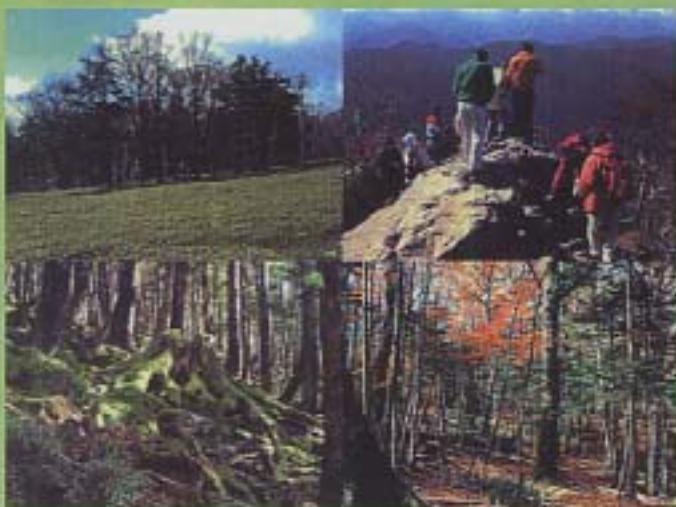
高島川左岸第堤工事作業中の
（大阪装備事業所）



東伏志村有井ショートカット部の
コンクリートブロック積込み施工状況



大台ヶ原自然再生のページ



大台ヶ原は、氷河時代からの気候変動の生き証人であるトウヒ林や、まとまった面積の太平洋型ブナ林など、紀伊半島山岳域の原生的な森林生態系が残されています。しかし、近年シカによる被食や人間の利用も含めた様々な要因により、林冠構成木の枯損、更新の遅れ、下層植生の減少など森林生態系の衰退が進行しています。このまま森林が衰退し、より単純な植生に逆行した場合、紀伊半島の自然を特徴づける森林生態系を失うことが生物多様性保全上、懸念されます。

現在、衰退の黒潮道に陥っていると考えられる大台ヶ原の森林生態系を健全なものとしてよみがえらせるためには、自然の推移のままに任せることではなく、望ましい状態に戻す自然再生に取り組む必要があると考えております。

自然再生は、自然という複雑な系を対象とすることから、十分な調査を行うとともに、仮説をたて結果を予測するとともに、モニタリングにより検証することで必要な修正を加えていく、順応的管理の手法を用いることが必要であると考えております。

また、大台ヶ原における自然再生は、広く国民の皆様の意見を頂き、関係機関などとの合意形成を図りながら進めていきたいと考えております。

このホームページは、大台ヶ原の自然再生に向けた取り組みについてご紹介するとともに、

皆様のご意見を頂くために開設しています。

開設: 2003年3月26日

更新: 2003年3月26日

- 大台ヶ原の自然環境
- 大台ヶ原の現状と課題
- これまでの対策
- 自然再生への取り組み(工事中)

●
ご意見募集

●お知らせ

お問い合わせ



環境省自然環境局 近畿地区自然保护事務所

大阪市中央区大手前2-1-2
国民会館・住友生命ビル1階

TEL: 06-6966-0258
FAX: 06-6966-0259

大台ヶ原の概要

大台ヶ原の歴史

- 1869年:西大台において興聖寺(宇治市)が開拓のため入山したが一年余りで撤退
- 1917年:東大台一帯で四日市製紙が森林伐採(約200ha)を開始し、1922年終結
- 1936年:吉野熊野国立公園に指定
- 1955年:ミヤコザサの一齊開花・枯死
- 1959年:伊勢湾台風でトウヒ林に風倒被害発生
- 1961年:大台ヶ原ドライブウェイ開通、第2室戸台風で風倒被害発生
- 1974年:奈良県が大台ヶ原地区671.55haを本州製紙から買収
- 1984年:奈良県買上げ地を環境庁に移管

大台ヶ原の地形・地質・気象

- 大台ヶ原は紀伊半島東部を南北に走る台高山脈の南部に位置し、最高峰の日出ヶ岳(1,895m)をはじめ三津河落山(1,854m)、経ヶ峰(1,529m)などに囲まれた、標高1,300~1,600mの緩やかな隆起準平原である
- 台地の南側には大蛇岩、蒸籠岩、千石岩の断崖が形成され、東ノ瀬、中ノ瀬、西ノ瀬が東ノ川に流下している
- 大台ヶ原は国内でも有数の多雨地域であり、年間降水量は4,800mmにおよぶ
- 年平均気温は6.4度で、一年を通じて霧が多く、冬には樹氷がみられる

大台ヶ原の植生

- 山上一帯は「原生林もしくはそれに近い自然林」として環境省の特定植物群落に選定されており、なかでもトウヒ群落は分布のほぼ南限に位置する他、ブナ群落は太平洋型ブナ林として最大規模のものである
- 岩壁上ややせた尾根にはコウヤマキツツクシシャクナゲ群落やアケボノツツジツツガ群集、山麓にはツクバネガシーキジノオシダ群落がみられるが、ウラジロモミーミヤコザサ群落が伐採跡地に発達している

大台ヶ原の動物

- 哺乳類は本州に生息している主要な種のほとんどが確認されており、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類からヤマネやヤチネズミ等の小型哺乳類まで約30種が確認されている
- ニホンジカは、1982年調査時には約22頭/km²であったが、1996年には30頭/km²にまで増加したが、その後減少し、2000年には26頭/km²であった
- 鳥類はコマドリ、キビタキ、ミソサザイ、ルリビタキ等約85種が確認されている
- 両生類は絶滅のおそれがある地域個体群としてレッドリストに記載されているオオダイガハラサンショウウオ等7種、爬虫類はアオダイショウ等8種が確認されている

大台ヶ原の現状と課題

植生からみた現状と課題

空中写真や既存資料による過去と現在の植生の比較ならびに現地調査の結果から、群落別には次のような現状が確認されている。

このように群落構造が衰退し、植生の分布域や構成種の減少により損なわれている植生の機能・構造を修復することが必要となる。

①トウヒ群落

- ・分布域の減少(正木が原周辺および三津河落山周辺等)
- ・母樹(トウヒ、ウラジロモミ等の高木)の減少
- ・後継樹(草本層、低木層にある高木層構成種の幼樹)の欠落
- ・ミヤコザサ群落の拡大
- ・コケ類の減少による後継樹生育環境の悪化(実生はコケ類が生育する環境に多い)

②ブナーウラジロモミ群落

- ・低木層・草本層の衰退(スズタケ、ウラジロモミ等)
- ・特定の種の増加(ミヤマシキミ)
- ・後継樹の欠落(ウラジロモミ等)
- ・母樹(ウラジロモミ等)の減少

③確認種の減少(既存資料では確認されているが現地で確認困難な種の増加)

- ・オオヤマレンゲ、トガサワラ、オオモミジガサ、ニシノヤマタイミングサ、メタカラコウ、アワモリショウマ等の樹木の確認が困難
- ・シラネワラビ、クガイソウ、ヒトツバヨモギ、クルマユリ等の草本の確認が困難

動物からみた現状と課題

動物の生息状況は植生に依存するものであることから、森林生態系の回復とともに動物群集の多様性を保全していくことが必要となる。

- ・下層植生が衰退した森林内における繁殖鳥類の種数・密度の低下
- ・林冠構成木の枯死や下層植生の衰退に伴う土壌の単純化・乾燥化による土壤動物や小型哺乳類への影響の増大

利用を巡る現状と課題

植生や動物などの現状をみると、自然環境への影響を軽減するとともに、新たな利用のあり方を実現することにより、大台ヶ原の自然再生と利用の両立を図ることが必要となる。

- ・利用者の理解不足による自然環境の損傷(植物の採取、ゴミの投棄、シカへの餌付け、ペットの持ち込み)

- ・過剰利用による自然環境への負荷の増大(路肩駐車、長時間のアイドリング、歩道以外の場所での休憩行動 等)
- ・希少動植物等の減少(動植物の採取 等)
- ・自然公園としての利用対策の充実

もどる

これまでの対策

①植生保全のために

- ・1986年より「大台ヶ原トウヒ林保全対策事業」に着手
- ・2000年より「大台ヶ原地区植生保全対策事業」と改称
- ・1991年より2001年までにトウヒ、ウラジロモミ等の針葉樹を中心に単木保護対策としてラス(金網の一種)を樹幹に巻きつける事業を実施(総計21,837本)
- ・1987年より2002年までに24.0haに防鹿柵を設置

②大台ヶ原の自然環境への理解を深めるために

- ・年間10日間程度の自然観察会を実施(観察会のガイドは主として大台ヶ原パークボランティアが担当)
- ・ビジターセンターにおいて奈良県大台ヶ原管理事務所員ならびに大台ヶ原パークボランティアが利用者への案内や登山指導を担当
- ・歩道沿いの解説版整備やルートマップを作成によるセルフガイドシステムの充実
- ・リーフレット、チラシ等による駐車場のアイドリング禁止の周知
- ・ビジターセンター展示、リーフレット、職員ならびにパークボランティアの巡視等による歩道以外に立ち入らないよう周知
- ・ビジターセンター展示、道路沿いの看板設置、リーフレット等でペットの持ち込み、コンロの使用禁止の周知

③適切な利用を誘導するために

- ・車道以外への車の乗り入れによる植生破壊を防止するため、路肩に工事残土を盛土して駐車スペースを確保すると共に、森林部分への駐車禁止の割札を設置
- ・歩道以外の立ち入りによる植生破壊を防止するため、割札・ロープの設置、木道や休憩所の整備
- ・動植物の捕獲等を防止するため、ビジターセンター展示、標識設置、リーフレット等で呼びかけるほか、職員、パークボランティアが巡視
- ・登山情報の提供および施設の定期的点検、補修などによる安全利用の推進

もどる

かぶくりぬき
蕪栗沼遊水地事業

1. 位置：宮城県北部の5町（追町、瀬峰町、田尻町、南方町、米山町）に位置

2. 事業の概要

①遊水地

蕪栗沼、白鳥、四分区、野谷地、沼崎の4地区からなり、湛水面積 5.82km²、総貯水容量 15,800 千m³

	蕪栗沼 かぶくりぬき	白鳥 しらとり	四分区 よんぶくく	野谷地 のやち	沼崎 ぬきざき
湛水面積	1.07km ²	0.57km ²	1.06km ²	2.87km ²	0.15km ²
越流堤標高		K.P. 6.8m	K.P. 6.5m	K.P. 6.5m (ゲート開栓水位7.0m)	K.P. 6.5m
越流堤長		1,400m	400m	350m	80m
堰堤長		750m	4,150m	7,300m	1,850m

②洪水調節

基本高水流量 665m³/s (遊水地地点)

洪水調節量 425m³/s

計画高水流量 240m³/s

③遊水地事業の特徴

- ・もともと北上川の自然遊水地
- ・小山田川、豊刈川、瀬峰川が合流する沿地
- ・マコモ、ヨシ等が生育する多様な自然環境を有する湿地

④事業経過

昭和29年 蕪栗沼遊水地を含めた旧追川の全体計画策定

昭和43年 蕪栗沼遊水地計画の地元説明会

昭和57年 四分区、沼崎地区損失補償基準に調印

平成元年 野谷地区損失補償基準に調印

平成13年 越流堤完成

かぶくりぬま 燕栗沼遊水地事業

受賞機関 宮城県迫川総合開発建設事務所

はじめに

燕栗沼遊水地は、宮城県の北部、ラムサール条約登録湿地「伊豆沼」の南約8kmに位置し、燕栗沼・白鳥・四分区・野谷地・沼崎の5地区からなり、総貯水容量は15,800千m³である。

燕栗沼に合流している主な河川は、小山田川・菅刈川・瀬峰川で、燕栗沼には665m³/sの高水流となるが、遊水地点において425m³/sの洪水調節を行い、旧迫川・旧北上川に流下させる計画である。

事業の概要

当該遊水地は、大規模事業として昭和45年に着手し、遊水地補償の交渉を行うと共に、流入河川の

築堤、各越流堤や開堤・排水機場等の整備を進め、平成9年度で全ての補償が解決し、施設整備についても平成12年度で完了している。



(各遊水地のあらまし)

計画地名	面積(km ²)	貯水量(千m ³)	標高(m)	面積(m)
燕栗沼	1.07	3,400	—	—
白鳥	0.57	1,900	750	750
四分区	1.06	3,100	400	4,150
野谷地	2.97	6,800	350	7,300
沼崎	0.15	600	80	1,850

事業の特徴

遊水地の一つ燕栗沼は、面積約1km²の往古は北上川の自然遊水地でもあり、マコモ・ヨシ等が生い茂る自然度を有する湿地となっており、最大で4万羽のガン類が確認されている全国でも有数の渡り鳥の飛来地になっている。

当初、遊水地機能の確保から沼の全面掘削を計画したが、燕栗沼とそれをとりまく自然環境への配慮に対応するため全面的に見直しを行うと共に、地元住民・各分野の専門家で構成する「燕栗沼遊水地懇談会」を設立し、遊水地の保全・管理に係わる様々な取り組みを行なってきた。

その中で燕栗沼周辺の「遊水地機能の維持と豊かな自然環境の保全」を実現するための「燕栗沼環境管理基本計画」が策定され、次の4つの基本方針が立案された。

1. 燕栗沼のもつ多様な機能と役割を考慮した遊水地機能の維持
2. 貴重かつ多様な野生生物の生息・生育空間としての河川環境の保全
3. 自然環境とのふれあいの場としての利用・創造



4. 燕栗沼を軸として、住民と行政が一体となったかかわりさらに、基本方針を踏まえた河川環境管理対策を位置づけると共に、堆積土砂や樹木等の管理についての管理方策を定め、実施手順に基づいた管理を行うこととした。

燕栗沼遊水地環境管理基本計画の実施手順



また、白鳥地区については、環境復元・利用ゾーンとして位置づけ、新たな動植物の生息・生育空間を創出するとともに、平成11年に登録された「水辺の楽校プロジェクト」事業などを通じて、子供達に環境教育としての場が提供できるよう、関係機関との連携により利用計画を策定中である。

今後、燕栗沼遊水地については、地元住民で構成する「燕栗沼環境管理会」の運営により環境管理基本計画を適正に執行すると共に、燕栗沼周辺で活発に環境保護活動を行っているNPO法人「燕栗ぬまっこくらぶ」との連携により、地域の特性を十分に活かし、地元住民のニーズを的確にとらえた河川管理を目指す事としている。

栗沼遊水地

計画概要

栗沼遊水地はい山田町、栗沼町、栗崎町にまたがる遊水地です。栗崎町内には、昭和23年9月のアオノ有馬川大洪水があり、その際に約6ha/m³/秒の洪水が流れこみます。しかし、下流の日本上川町にてこれまで河水を濾す構造を設け入れることでできましたため、43.6ha/m³/秒を過水断面に一時的に防ぐ、日本上川町には洪水調節池を含め300ha/m³/秒を落とさされることになりました。

洪水調節池である日本堤と前堤の間隔やその他の諸々の条件を検討して、日本堤、右分堤、右岸堤、左岸堤、左分堤を含めた実積らかわいの堤幅を木枠としました。

また、高さ2mの堤防は千石堤の水料金性を変えないようにして堤頂高を基準としました。

事業計画

計画は日本上川合流点から右方町高橋地区までの範囲で実施工事は昭和30年から着手し、河口部が最も早い昭和31年に完成しました。

昭和45年からは、高島水門から栗崎遊水池を含む上流の東北本線道路橋までが久慈川改修として改修され、改修工事が進められてきました。

昭和62年実施でに改修、右分堤部分の高水位接続、右岸堤、湖底堤、排水構造、排水管の建設が完了し、平成12年にすべての工事を完了しました。

今後、遊水池の機能を果すために必要な施設は、次の

ようものがあります。

(1) 遊水池へ導くための排水溝

(2) 排水溝の接続のための排水溝

(3) 遊水池内の水を排出するための排水門

(4) 漏洩を防ぐための止水門

OS: MC OSU1-E0 アプリケーション: Adobe イラストレーター - 7.0
参考出力: プリンター - キヤノン CLC-700 カラー - セード - CMYK
1,000

栗沼遊水地平面図



事業計画

年度	主な事業内容
昭和29年	新設2年 密度計測水頭計測計測を始めた全休耕
昭和30年	新設3年 密度計測水頭計測の新設用測量
昭和41年	新設4年 密度計測水頭計測が大規模事業に係られる
昭和45年	新設5年 密度計測水頭計測者が「密度計測」を名づける
昭和57年	新設6年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和58年	新設7年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和60年	新設8年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和62年	新設9年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和63年	新設10年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和64年	新設11年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和65年	新設12年 密度計測水頭計測による調査結果
昭和66年	新設13年 密度計測水頭計測による調査結果

60世界の居住者の方々に本体の協力をいたしました。

→ 計画係員の林田義典

燕巣沼遊水地事業

[トップページに戻る]

■計画概要

燕巣沼遊水地は、宮城県の北部、ラムサール条約登録湿地「伊豆沼」の南約8kmに位置しています。燕巣沼に合流している主な河川は小山田川、董刈川、鷲峰川です。昭和23年9月のアイオン台風クラスの降水量があると燕巣沼には、 $885\text{m}^3/\text{s}$ の高水流流量となります。田北上川へこれだけの流量をうけ入れることができないため、 $425\text{m}^3/\text{s}$ を遊水地に一時的に貯め、田北上川には内水排除を含め $300\text{m}^3/\text{s}$ を流下させることになります。

遊水地の適地として田面高と面積の関係、越流による堤防保全の問題、排水施設をつくるための地盤条件、さらに異常洪水への対処等について十分な調査検討を行った結果、現在の燕巣沼以外に白鳥開墾地、四分区(第四耕地整理組合)、野谷地、沼崎の4地区を含めた湛水面積 5.82km^2 となりました。また、潮流堤の標高は干拓の経緯等も考慮して現堤高を尊重しました。



※上空から見た燕巣沼

■事業の特徴

遊水地の一つ燕巣沼は、面積約 1Km^2 の住吉は北上川の自然遊水地でもあり、マコモ・ヨシ等が生い茂る自然度を有する湿地となっていて、最大で4万羽のガン類が確認されている全国でも有数の渡り鳥の飛来地になっています。

当初、遊水地機能の確保から沼の全面掘削を計画しましたが、燕巣沼とそれをとりまく自然環境への配慮に対応するため全面的に見直しを行うと共に、地元住民・各分野の専門家で構成する「燕巣沼遊水地懇談会」を設立し、遊水地の保全・管理に係わる様々な取り組みを行なってきました。

その中で燕巣沼周辺の「遊水地機能の維持と豊かな自然環境の保全」を実現するための「燕巣沼環境管理基本計画」が策定され、次の4つの基本方針が立案されました。

- 燕巣沼のもつ多様な機能と役割を考慮した遊水地機能の維持
- 豊かで多様な野生生物の生息・生育空間としての河川環境の保全
- 自然環境とのふれあいの場としての利用・創造
- 燕巣沼を軸として、住民と行政が一体となったかかりわり。

さらに、基本方針を踏まえた河川環境管理対策を位置づけると共に、堆積土砂や樹木等の管理についての管理方策を定め、実施手順に基づいた管理を行うこととしました。

また、白鳥地区については、環境復元・利用ゾーンとして位置づけ、新たな動植物の生息・生育空間を創出するとともに、平成11年に整備された「水辺の学校プロジェクト」事業などを通じて、子供達に環境教育としての場が提供できるよう、関係機関との連携により利用計画を策定中です。

今後、燕巣沼遊水地については、地元住民で構成する「燕巣沼環境管理委員会」の運営により環境管理基本計画を適正に執行すると共に、燕巣沼周辺で活発に環境保護活動を行っているNPO法人「燕巣ぬまっこくらぶ」と連携して、地域の特性を十分に活かし、地元住民のニーズを的確にとらえた河川管理を目指していきます。

■各遊水地のあらまし

	芦ヶ沼 あしがぬま	白鳥 しらとり	四分区 よんぶく	野谷地 のやち	辻崎 つじざき
灌水面積	1.07km ²	0.57km ²	1.06km ²	2.97km ²	0.15km ²
越流堤標高		K.P 5.8m	K.P 6.5m	K.P 6.5m (ゲート面伏水位7.0m)	K.P 6.5m
越流堤幅		1,400m	400m	350m	80m
周囲長		750m	4,150m	7,300m	1,850m

※白鳥地区説明2005/10/1一部修正



※洪水時、越流後の野菜沼遊水地(野谷地遊水地未完成)

■参考資料



※図面をクリックすると大きい図面が表示されます

■蔬菜沼遊水地全建設計算原稿
PDFファイル137KB

■用語の説明

遊水井	下流域堤防の洪水時の流量を軽減させるために、道に隣接して設けられる貯水を利用する土地をいいます。
越流堤	洪水の一帯を遊水地へ流入させる堤防を一部低くした堤防で越流しても堤防が壊れないように裏面保護をします。
両面堤	洪水区域の両側に設けられる保砂堤といいます。
田ざよう堤	洪水区域を囲む堤防のうち、落水区域と河川を分離する堤防をいいます。
透水路	堤防の裏面が甚だしく漏水の被害が悪い場合、道路の二点を結び、透水路の風管を通り雨水の迂回を防ぐための新水路(通川)をいいます。

[\[トップページに戻る\]](#)

河川事業

迫川の河川改修計画の概要

迫川の改修は、昭和7年から昭和14年にかけて創先から山吉田間の護水路工事が完成し、大蛇行していた本川の流域延長31.5kmが12.5kmに短縮され、沿岸一帯の低湿地の洪水防衛が行われました。

昭和15年に中小河川改修事業の採択を受け上流に向け改修を進めましたが、昭和22年9月カスリン台風、昭和23年9月アイオン台風、昭和25年8月熱帯低気圧と相次ぐ大洪水により、沿岸一帯は壊滅的な被害をうけました。このため、上流部に花山・栗駒・荒砥沢・小田ダム等のダム群、中流部に長沼ダム、南谷地遊水地を配した総合的な治水計画をたてて改修を促進しています。

現在、上流迫川右岸堤防は国道4号(留堤様)、三迫川左岸堤防は旧国道4号(遠田橋)まで堤防が整備成してます。中流・下流においては、若柳駅さく部の枕木とその関係で実施した若柳町都市計画街路事業(石越駅四ツ谷橋)平成7年度に完了し、又佐沼駅さく部の堤防整備工事も平成10年に完了しました。現在妻里・米山地区の河道工事、尼沼地区の築堤工事を進めています。

一方、旧迫川は前述の護水路工事による迫川の旧河道で、その主流は小山田川になっています。中流部に南谷地遊水地を配した治水計画(南谷地遊水地事業として昭和45年に大規模工事として採択)のもとの改修は、沿岸洪水防衛を担っています。なお、南谷地遊水地は、平成12年度事業で既成しています。

計画諸元									
級別	水系名	河川名	着工年度	流域面積(km ²)	基本高水流量(m ³ /s)	計画高水流量(m ³ /s)	計画断面	改修延長(km)	主な支川等改修延長(km)
一般	北上川	迫川	87	913	佐沼 3,200	佐沼 1,000 大井 1,600	1/100	48.0	二迫川 14.2 南谷地遊水地 A=250ha
		目迫川	528	297	猪口 885	三方江 300	1/70	13.5	小山田川 10.5 南谷地遊水地 A=52ha



三迫川築堤護岸(左岸)金成町沢辺



迫川護岸(右岸)迫町佐沼

河川事業の紹介メニューに記載

北上川追川の河道変化



1604年までの河川



- (1) 1605年～1608年 白石宗直により改修
 (2) 1609年～1610年 登米～柳津間の改修
 (3) 石巻へ河道変更となり、追川は独立河川となる



- (1) 1617年 川村孫兵衛により江合川と追川を合流
 (2) 1617年～1620年 柳津～猪岡短台開削により北上川と追川が合流
 (3) 神取山を迂回する河道の掘削
 (4) 1621年～1622年 河道拡幅工事



- (1) 1623年～1626年 第3次改修
 (2) 1911年～1935年 新北上川開削
 (3) 1932年～1940年 新追川開削

燕栗沼

燕栗沼

サイト名	燕栗沼(かぶくりぬま; Kabukurinuma)
国名	日本
行政区	宮城県
中心の緯度経度	北緯38度37分、東經141度06分
連絡先	田尻町 農政商工課 989-4308 遠田郡 田尻町 沼部 宇富岡183-3 TEL 0229-39-1111 内194 FAX 0229-39-3100 E-mail: takikaku@seagreen.ocn.ne.jp URL: http://www.pref.miyagi.jp/tajiri/
ネットワーク登録日	1999.5.14
面積	150 ha

■概要

燕栗沼は宮城県北部の田尻(たじり)町にある淡水湖です。かつては、北上川が追川をあわせて北から流れ来て大崎平野で西へ大きく蛇行したところに、西からの小山田川や豊刈川などが注ぎ込み、1,000haを越える氾濫湿地としての燕栗沼がありました。1605-1608年の北上川の改修、1932-1939年の追川の改修で、現在のように小山田川などの西から流れくる川だけが流れ込むかたちになりました。このような河川改修の結果、水田干拓が進められるようになります。もとの沼の北西部の100haが残りました。残った沼の東側の50haの干拓水田が遊水地事業のために沼に戻されることになり、1997年秋以降水田耕作は行なわれなくなり、植生が遷移はじめました。こうして現在は150haの面積を有します。



■ネットワークサイト指定のための基準となる種

2万羽をはるかに超すガンカモ類が越冬します。そのうち、マガンは最も多い時期には3万から4万羽にのぼり、この数は東アジア個体群の30%程度と推測されます。マガンは沼をねぐらとして休息利用し、周辺の宮城県北部水田地帯に広く分散して日中に採食します。また、亞種オオヒシクイは1,000羽が渡来し、沼のマコモ植生で採食し、また休息もします。この数はその東アジア個体群の2%弱にあたります。

■基準となる種以外の鳥類相

沼では陸鳥91種・水鳥122種が記録され、43種の繁殖が確認されています。ヨシゴイ・オオヨシキリ・コヨシキリ・オオジ・ホオアカなどが代表的なものです。サギ類も沼や周辺水田を探食地として利用します。夏後半から秋にかけては、ツバメ・ショウドウツバメ・スズメ・サギ類が集団ねぐらを形成します。冬期はオオジュリン・カシラダカ・ホオジロ・ベニマシコなどに加えてオオセッカ(世界の絶滅危惧II類)も少数越冬します。



■その他の特徴的な動植物相

植生は湿性草本群落からマコモ群落、ヨシ群落、ヤナギ群落へと水平移行帯がよく発達しており低地性湿地の典型を残しております、「日本の重要な植物群落(東北版2)」(1988年、環境庁編)にリストアップされています。日本の絶滅のおそれのある植物(1997年レッドリスト)では、タコノアシ・ノウルシ・アサザ・ヒメシロアサザ・オオアブノメ・ミズアオイ・サンショウモ(全て絶滅危惧II類)が確認されています。トンボ類も主に低地の開けた止水環境(水の流れのほとんどないところ)に適応した種類が多く8科22種が生息し、日本の2000年レッドリストの絶滅危惧II類のコバネアオイトンボも記録されています。魚類もコイ科のタナゴ類をはじめ、ドジョウやメダカ(日本の1999年レッドリストの絶滅危惧II類)、ナマズなどの低地の池沼や水路に多い淡水性の魚類が生息します。ゼニタナゴ(同じく絶滅危惧IB類)も記録されていますが、最近の生息状況は芳しくありません。

■保全状況

鳥獣保護法に基づく保護区設定は現在はありませんが、狩猟者のみなさんのご協力で蘿沼での銃猟は自粛されています。沼(150ha)は、国ならび宮城県の蘿沼遊水地事業の中心をなす国有地(河川区域)として保全され、また周辺水田450haも遊水地として地役権を設定して保全されます。1997-2000年に行政からNGOまで沼にかかる関係者が一堂に会した「蘿沼遊水地懇談会」(宮城県河川課主催)が開かれ、今後の環境管理基本計画が策定されました。この基本方針のもとに「蘿沼環境管理会」が2001年度から設置され、さまざまな主体の協力のもとに保全を進めてゆくことになります。1999年には「水辺の楽校」事業地に認定され、町では町民参加のもとに推進評議会をつくり取組みが進められています。



■脅威

小山田川が上流から運んでくる土砂が蘿沼に堆積し、乾燥・陸地化が進みつつありますので、これに対する対策を進める必要があります。水田から沼に戻された東側50haは西側の沼本体があふれた水が堤を越えて流れ込むほか流入河川が無いため、この部分の生物多様性を回復させてゆくには、その水位管理が大きな課題となっています。また、オオクチバスやカムルチなどの外来魚種が沼にも侵入し、在来魚種の生息を脅かしています。

■その他

関係機関では来訪者のお役に立てていただけるよう「蘿沼ガイドブック2000」(田尻町)や「観察マップ」(宮城県)を発行しています。宮城県では沼に監視カメラを設置して沼の状況をモニターするとともにインターネットで公開して環境教育等の素材として提供しています:

迫川総合開発事務所ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/hs-sokai/>

また、地元の田尻町グリーンツーリズム委員会やNPO法人蘿沼ぬまっこくらぶでは、「蘿沼探検隊」や「2万羽の雁を見る会」などの催しも企画しています。

田尻町商工観光室(TEL 0229-39-1111 内線 181)や蘿沼ぬまっこくらぶ(TEL 0229-38-1124 / makomo@aqua.famille.ne.jp)にお問合せください。

また、蘿沼ぬまっこくらぶの「蘿沼ホームページ」には沼の情報が盛りだくさんですのでどうぞご来訪ください: <http://www2.odn.ne.jp/kgwa/kabukuri/>



第1節

上野遊水地の補償



●上野遊水地事業地役権排償協定調印式（平成元年4月6日）

1 補償の方法

上野遊水地における補償の方法は、次のとおりである。

	土 地	物 件
本作付	買収	移転補償
新作付	買収	移転補償
沿水地	地役権損害（農地）	移転補償
その他	買収（花地・耕種地）	主上位補償 無小障害無害化の状況を認め、補償を実施することとする

■先行取得の活用

なお、直接買収のほか、事前確認制度における先行取得、用地買収制度における先行取得を活用し、次のとおり事業費の平準化を図りつつ、地権者の一括同時の買収要望に努めてきた。

先行取得年度	認定年度	相談年度	対象地区
事前確認制度	平成4年～平成4年	平成4年～平成4年	長田本郷堤・木興本郷堤（第一・八代子堤）
	平成4年～平成4年	平成4年～平成5年	小野本郷堤・新居本郷堤（第二・九代子堤）
	平成5年	平成5年～平成7年	長田・西堤
	平成5年	平成5年～平成8年	新居本郷堤
	平成5年	平成5年～平成6年	新居本郷堤
	平成5年	平成6年～平成8年	新居本郷堤・木興本郷堤
	平成6年	平成7年～平成8年	小野本郷堤
	平成7年	平成8年～平成9年	小田河原堤・大興河原堤・長田切岸堤
	平成8年	平成9年～平成10年	木興河原堤・小田切岸堤
	平成8年	平成9年～平成12年	新居本郷堤
用地買収制度	平成10年	平成11年～平成14年	小野河原堤・木興河原堤
	平成11年	平成12年～平成15年	木興河原堤・大興河原堤

2 用地買収と地役権補償の経過

本川堤の先行取得から始まり、周囲堤、遊水地の買収・補償が進められていった。地役権補償については、昭和60（1985）年1月、上野遊水地地役権補償問題検討会を開催、問題の解決にあたった。

一方、地元側も昭和63（1988）年10月、地役権補償の契約調印の窓口として、上野遊水地地区連絡協議会が設立された。

平成元（1989）年3月、長田地区の地権者と地役権補償契約を調印し、平成元年4月には、上野遊水地地区連絡協議会と地役権補償協定を締結し、小田地区、新居地区、木興地区の順で地役権補償契約が調印された。用地買収と地役権補償の主な経過は次のとおりである。

(凡例) 本省・本局 事務所
県・市 その他

年月日	事項	年月日	事項
S44. 4	淀川工事事務所から木津川上流部を引継ぐ	S51. 8. 10	木津川改修工事本局に承認
	長田木川堤及び岩倉四堤(既新開河川堤)の用地買収に着手	S51. 8. 11	木津川改修工事着手表明
S44. 4	上野市による第一次先行取得始まる(3ヶ年計画)	S51. 8. 23	木津川改修工事着手表明
S44.10	木川堤工事に着手	S51. 9. 29	木津川改修工事着手表明
S45. 4	第一次先行取得の再取得始まる	S51. 10. 29	新開河川堤(木津川改修工事)着手表明
S47. 3末	第一次先行取得終わる	S51. 11. 1	東高倉川改修の計画説明会
S47. 4	上野市による第二次先行取得始まる	S51. 11. 10	新開河川堤(木津川改修工事)着手表明
S48. 4	第一次先行取得の再取得完了	S51. 11. 20	新開河川堤(木津川改修工事)着手表明
S48. 6.25	上野市議会に遊水地の必要性を説明	S52. 8. 8	地役権地質についての各地域説明会
S48. 7	木津川改修工事着手から木津河川改修及び遊水地の構成等 の説明がなされる(木津川改修工事説明会)	~12. 5	8月: 小田地区 8月: 18日 朝霞地区 9月: 13日 大野木地区 9月: 19日 木津地区 9月: 20日 木津地区 10月: 12日 八幡地区 10月: 20日 野村地区 12月: 5日 岩倉地区
S48. 9.18	上野市から関係区長及び農業委員に遊水地の構成について説明	S52. 9. 7	新開河川堤の計画説明会(原塚会場) ~ 9月: 7日 西高倉地区 11月: 29日 東高倉地区
S48.10.3	上野市が市議会に遊水地の構成について説明	S53. 1.17	1月: 17日 岩倉地区
S48.10.12	上野市から小田地区に遊水地の構成について説明	S53. 11. 5	上野市及び関係区長・役員に「地役権補償率」を発表
S48.10.13	上野市が東高倉地区に遊水地の構成について説明	S53. 11. 15	「上野市広報」に地役権補償率を掲載
S48.10.17	上野市ご地元説明の中止を申し入れ	S53. 10. 26	新開河川堤(西高倉地区)の家屋移転交渉始まる
S48.10.19	新開河川堤(遊水地)の地役権補償率を発表	S53. 11. 28	長田木川堤(大野木地区)計画説明会
S48.12.20	三重県に「建設省の公式見解」を通知 県は県議会にこれを答弁	S54. 4	用地買収で長田木川堤(朝霞地区・大野木地区)の 買収に着手
S49. 1.18	上野市議会に「公式見解」を説明	S54. 6. 7	新開河川堤(西高倉地区)用地買収の実施印
S49. 1.19	新開河川堤(市議会説明)を説明	S54. 10. 29	建設省河川局長から「遊水地に係る地役権規定の登記届出に記載すべき要件地質について」法務省民事 局長に照会
S49. 1.20	三重県議会に「公式見解」を説明	S54.11.16	上記照会に対する回答
S49. 4	第二次先行取得の再取得始まる	S55. 9. 21	近畿の木津川改修工事に遊水地を視察
S49. 8	長田木川堤の計画説明(計画説明)	S56. 2. 2	上野市長から「遊水地となる土地の農業共済(田)に ついて」三重県知事に照会
S49.10	長田木川堤(長田地区)のルート決定	S56. 2. 16	上記照会に対する回答
S49.12.13	長田木川堤地質説明会	S56. 7	木津川改修(八幡地区)の家屋移転地質に着手
S50. 2.22	長田木川堤用地買収交渉始まる	S57. 4	用地買収で新開河川堤(岩倉地区)の用地買収に着手
S50. 3末	第二次先行取得終わる	S57. 16	木津川改修工事による遊水地の50%の面積を、1993年 度に完成する予定である。
S51. 2.13	名古屋法務局と地役権設定の詰問調について打合	S58. 4	用地買収で新開河川堤(東高倉地区・野間地区)の 用地買収に着手
S51. 4	第一次先行取得の再取得完了	S59. 4	用地買収で新開河川堤(三田地区)及び木津川改修 の用地買収に着手
S51. 5.10	往古川及び大戸川が一級河川となる		
S51. 7.22	上野市が木興地区に往古川改修計画を説明		

年月日	事項	年月日	事項
S60.1.9	近畿地連で「上野遊水地権問題検討会」を設立(委員会、幹事会、調査、管理、用地分科会を置く)	H14.5.26	小田遊水地、地役権地権者説明会
S60.4	用地賃借で小田周辺堤(近畿線沿)の用地買収に着手	~12.11	新宿地区 12月8日 小田地区 12月10日 上野市内 12月11日 上野市外
S61.2.21	小田周辺堤(近畿線沿)の用地買収着手開始	H.5.12.0	小田遊水地、地役権地権用地交渉始まる
S61.5.30	小田周辺堤(R163・豊田沿)の計画説明会	H.5.2.15	小田排水機場、用地買収妥結
S63.6.25	長田遊水地の地権者説明会(東京近郊)	H.5.2.15	小田遊水地の地役権地権者説明会 ~3月8日 小田地区 3月10日 小田地区 3月12日 新宿地区 3月12日 上野市外
S63.8.9	上野市に地役権地権について説明	H.5.3.24	長田遊水地「取用裁決」申請
S63.8.19	上野市議会に地役権地権について説明	H.5.7.22	新宿地区、酒木地区
S63.8.22	長田遊水地の木暮地区地権者説明会	H.5.7.13	取用審理始まる
S63.8.25	4遊水地各地区役員に地役権地権について説明 4遊水地の地権者団体設立を要請	~	第1回 H.5.7.13 第2回 H.5.9.21
S63.10.26	4遊水地の地権者団体(上野遊水地地区地権者連合会) の設立説明会(新宿地区)	H.6.3.16	第3回 H.5.11.19 第4回 H.6.3.16(結論)
H.1.1.5	木暮遊水地、地権者説明会	H.6.3.3	木暮周辺堤、計画説明会
H.1.3.8	第1回地権者説明会(新宿地区)	H.6.7.25	長田遊水地の「取用裁決」
H.1.3.9	長田遊水地の地役権地権交渉始める	H.6.8.10	取用裁決の補償金を法務局に供託
H.1.3.25	第2回地権者説明会(新宿地区)	H.8.2.18	新宿遊水地、地役権地権者説明会
H.1.3.26	長田遊水地の地役権地権交渉始める	H.8.5.29	新宿遊水地、地役権地権者説明会 ~5.31 西高倉地区 5月31日 東高倉地区
H.1.3.31	長田遊水地の地役権地権者説明会 ~3.15 3月13日 長田地区 3月14日 朝霞地区 3月15日 大野木地区 3月16日 木暮地区	H.8.10.12	新宿遊水地、地役権地権用地交渉始まる
H.1.7.3.24	第3回地権者説明会(新宿地区)	H.8.12.2	長田遊水地の河川区域の指定
H.1.7.4.5	上野遊水地の地役権地権者説明会(新宿地区)	H.8.12.29	新宿遊水地、地役権地権者説明会
H.1.7.6	用地賃借で長田遊水地の地役権地権完了	H.9.1.16	新宿遊水地の地役権地権者説明会 ~1月16日 東高倉地区 1月18日 西高倉地区 1月18日 西高倉地区
H.1.8.21	小田周辺堤(R163・豊田)の地権者説明会	H.9.5.6	小田遊水地、計画説明会
H.1.10.4	往古川改修、計画説明会	H.9.9.29	木暮周辺堤及び遊水地地役権地権、地権者説明会 (木暮地区地権者)
H.1.10.31	小田周辺堤(R163・豊田)の用地交渉開始	H.10.6.19	木暮周辺堤及び遊水地地役権地権、地権者説明会 ~6月19日 上野市内地権者 6月20日 長田地区地権者
H.2.1.18	小田周辺堤(R163・豊田)の用地買収着手開始	H.11.2.15	木暮周辺堤及び遊水地地役権地権、用地交渉始まる
H.2.10.31	往古川改修、用地買収交渉始まる	H.11.7.1	木暮周辺堤及び遊水地地役権地権、妥結
H.2.11.20	小田排水機場、計画説明会	H.11.7.16	木暮周辺堤及び遊水地地役権地権、無効認定 ~7.21 7月16日 木暮地区 7月17日 上野市内 7月21日 上野市外
H.2.12.5	往古川改修、用地買収の集団説明	H.12.7.25	東北電力管渠セグメント工事による遊水地の影響
H.3.6.11	小田排水機場、用地買収交渉始まる		
H.3.6.14	小田遊水地、新宿地区地権者説明会		
H.4.2.14	長田遊水地の「事業認定」を申請		
H.4.3.27	上記事業認定の告示		